

【注意一本サンプルはあくまで一例であって、参照のみを目的としたものであり、必ずしも個別の取引事案に対応するものではありません。また、個別の条文の内容を推奨するものではありません。個別の条文の内容については、報告書本文を参照の上、ご検討ください。個別の事案については、資格を有する弁護士に相談してください。本サンプルの使用に関して、独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）及び本サンプルの作成に関わった各協力先は一切の責任を負いません。】

職務発明等に関する契約書

使用者：登録上の住所を_____とする_____

被用者：住所を_____とする_____

1. 本契約において、次の各用語はそれぞれ、以下の意味を有する。

「発明」とは、製品又は方法の形式により、又は製品もしくは方法の改良及び開発の形式により、技術分野における特定の問題を解決する活動においてもたらされる被用者の発想をいう。

「著作物」とは、科学、芸術及び文学の分野において、着想、能力、思想、想像、技巧、技術又は技能から創作され、有形的に表現された、著作権によって保護される創作物をいう。

「意匠」とは、三次元又は二次元における形状、線、若しくは線若しくは色の構成、又はこれらの結合における創造であって、美感を起こさせ、三次元又は二次元の形式において認識可能であり、かつ、製品、商品、工業原材料又は工芸品の製造に利用することができるものをいう。

2. 以下の条件を充たす、被用者により行われる発明については、使用者に帰属する。
 - a. 使用者との雇用関係の下で行われる発明
 - b. 被用者により職務上データ及び／又は設備を使用して行われた発明（雇用契約上、被用者が発明活動を要求されていたか否かにかかわらず。）
3. 発明に関して被用者が支払を受ける権利を有する報酬は、別紙<省略>に定める基準に従い決定される。当事者らは、かかる報酬が、特許法 2001 年法律第 14 号（Law No. 14 of 2001 concerning Patent）第 12 条 3 項の定める「相当な対価」であることを確認する。
4. 被用者は、発明の譲渡に関する全ての必要書類に署名するものとする。
5. 本契約は、当事者らにより締結された時点において、契約期間を無期限として、直ちに効力を生じる。
6. 被用者は、被用者が雇用関係において創作したいかなる著作物又は意匠についても、対価の支払いなく雇用者に帰属すること、及び、雇用者が本条の効力を生ぜしめるために要求する全ての書類につき署名し締結することを確認する。
7. 本契約は、日本語及びインドネシア語で作成される。二つの言語版の間に相違が生じた場合は、日本語版が優先する。
8. 本契約は、本契約の当事者ら並びにその承継人及び譲受人を拘束し、かつ、これらの者の利益のために効力を生じる。本契約は、本契約の両当事者の間のその他の契約又は業務上の関係の満了、終了又は解約の後も存続する。本契約は、本契約の主題に関する当事者らの間の完全合意をなすものである。本契約の一方当事者が他方当事者に対して本契約のいずれかの規定の履行を強制しない場合であっても、当該規定又はその他の規定を放棄した

ものとはみなされない。当事者らは、本契約を、本契約の当事者らによる書面上の合意による場合を除き、修正することはできない。

9. 本契約又はその履行に起因し、又は関連して生じる紛争は、インドネシアの[]地方裁判所に付託される。訴訟手続中においても、各当事者は、引き続き、本契約に定める自己の義務の全てを履行する義務を負う。本契約の構成並びに本契約の有効性、解釈及び履行並びにかかる紛争の解決は、インドネシア共和国の関連法規に準拠する。

本契約に署名することにより、当事者らは、上記の条項を遵守することに同意する。

使用者

被用者

署名

署名

(代表者の楷書署名)

社印：

日付：